

○長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則

平成30年 3月30日

長崎県規則第22号の12

改正 平成31年 1月25日規則第 2号

令和 3年 3月26日規則第36号の 2

注 令和 3年 3月から条文沿革を注記した。

長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長崎県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 療養床 療養室のうち、入所者 1 人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。
- (2) I 型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であつて、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。
- (3) II 型療養床 療養床のうち、I 型療養床以外のものをいう。

(従業者の基準)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項に規定する規則で定める介護医療院の従業員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうち I 型療養床の利用者（第 3 号において「I 型入所者」という。）の数を150で除した数に、介護医療院の入所者のうち II 型療養床の利用者（第 3 号において「II 型入所者」という。）の数を300で除した数を加えて得た数以上
- (2) 看護師又は准看護師（第21条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を 6 で除した数以上
- (3) 介護職員 常勤換算方法で、I 型入所者の数を 5 で除した数に、II 型入所者の数を 6 で除した数を加えて得た数以上
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数

- (5) 栄養士又は管理栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあつては、1以上
 - (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
 - (7) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数
 - (8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の常勤換算方法は、当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 5 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下この項及び次項において同じ。）の職務に従事する場合であつて、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。
- 6 第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下この項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
- (1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあつては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあつては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
 - (2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
 - (3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数
- （令3規則36の2・一部改正）
- （施設の基準）

第4条 条例第5条第2項に規定する規則で定める介護医療院の施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (2) 食堂 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。
- (3) 浴室 次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- (5) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- (6) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

2 前項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(構造設備の基準)

第5条 条例第6条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この条及び第17条において「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町にあっては、市町の長。第17条第2項第2号アにおいて同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第32条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消

火活動が可能なものであること。

- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第6条第3項の構造設備の仕様等の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (3) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21から第30条の23第1項まで、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
- (4) 階段には、手すりを設けること。
- (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 常夜灯を設けること。
- (6) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（電磁的方法）

第6条 介護医療院は、条例第7条第2項の規定により同条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 次項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

2 条例第7条第2項に規定する規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

(1) 電子情報処理組織（介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち次に掲げる方法

ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第7条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第7条第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

（利用料等の受領）

第7条 条例第14条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。

以下「基準省令」という。)第14条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第14条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第14条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第14条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げるものとする。
(身体的拘束等の適正化)

第8条 条例第16条第6項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(令3規則36の2・一部改正)

(モニタリング等)

第9条 条例第17条第10項の規定による実施状況の把握(以下この項において「モニタリング」という。)は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 定期的に入所者に面接すること。

(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

2 条例第17条第11項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
(診療の方針)

第10条 条例第18条に規定する規則で定める医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当かつ適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法、新しい療法等については、基準省令第18条第5項の厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) 基準省令第18条第6項の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。

（入所者に関する市町村への通知）

第11条 条例第25条の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（計画担当介護支援専門員の業務）

第12条 条例第28条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

- (4) 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (5) 条例第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録すること。

(運営規程)

第13条 条例第29条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(令3規則36の2・一部改正)

(衛生管理等)

第14条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第33条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

2 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法

律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規程に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第4号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（以下「条例規則」という。）第14条第2項第1号に掲げる検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同令第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「条例規則第14条第2項第2号に掲げる医療機器又は医学的処置」と、同令第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「条例規則第14条第2項第3号に掲げる医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「条例規則第14条第2項第4号に掲げる医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「条例規則第14条第2項第1号に掲げる検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省で定める基準」とあるのは「条例規則第14条第2項第1号に掲げる検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

- (1) 基準省令第5条第2項第2号ロ及び第45条第2項第2号ロに規定する検体検査の業務
- (2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- (4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204

号)の規定により高圧ガスを製造し、又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。)

(令3規則36の2・一部改正)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 条例第40条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(令3規則36の2・一部改正)

(虐待の防止)

第15条の2 条例第40条2の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(令3規則36の2・追加)

(記録の整備)

第16条 条例第42条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 条例第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- (3) 条例第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (5) 条例第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 条例第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録
(施設及び構造設備の基準)

第17条 条例第45条第2項に規定する規則で定めるユニット型介護医療院の施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ユニット 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。
 - ア 共同生活室 次に掲げる基準を満たしていること。
 - (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
 - イ 洗面設備 次に掲げる基準を満たしていること。
 - (ア) 療養室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - ウ 便所 療養室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (2) 浴室 次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
 - ウ 専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものであること。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 2 条例第45条第3項の規定で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - (2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第54条において準用する条例第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第54条において準用する条例第32条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

3 条例第45条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

4 条例第45条第5項のユニット型介護医療院の構造設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(3) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21から第30条の23第1項まで、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

(4) 階段には、手すりを設けること。

(5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上として差し支えない。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(6) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(利用料等の受領)

第18条 条例第46条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第46条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第46条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第46条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第46条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げるものとする。
(身体的拘束等の適正化)

第19条 条例第47条第8項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

(令3規則36の2・一部改正)

(運営規程)

第20条 条例第51条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他施設の運営に関する重要事項

(令3規則36の2・一部改正)

(勤務体制の確保等)

第21条 条例第52条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第22条 第6条、第9条から第12条まで及び第14条から第16条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項中「第7条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第7条第2項」と、第6条第1項中「同条第1項」とあるのは、「条例第54条において準用する条例第7条第1項」と、第9条中「第17条第10項」とあるのは、「第54条において準用する条例第17条第10項」と、第10条中「第18条」とあるのは「第54条において準用する条例第18条」と、第11条中「第25条」とあるのは「第54条において準用する条例第25条」と、第12条中「第28条」とあるのは「第54条において準用する条例第28条」と、第12条第

4号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第38条第2項」と、第12条第5号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する条例第40条第3項」と、第14条中「第33条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第33条第2項」と、第15条中「第40条第1項」とあるのは「第54条において準用する条例第40条第1項」と、第16条中「第42条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第42条第2項」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第5条第3項第1号及び第17条第4項第1号の規定の適用については、第5条第3項第1号及び第17条第4項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

(令3規則36の2・一部改正)

- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第5号ア及び第17条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とする。

(令3規則36の2・一部改正)

- 4 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（以下この項及び次項において「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であって、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第5条第3項第1号及び第17条第4項第1号の規定の適用については、第5条第3項第1号及び第17条第4項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

(令3規則36の2・一部改正)

- 5 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第5号ア及び第17条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とする。

(令3規則36の2・一部改正)

附 則（平成31年1月25日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の規定は、平成30年12月1日から、第2条の規定による改正後の長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の規定は、平成31年1月1日から適用する。

附 則（令和3年3月26日規則第36号の2）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新居宅サービ

ス等基準条例施行規則」という。)第9条(新居宅サービス等基準条例施行規則第10条の3及び第13条において準用する場合を含む。)、第17条(新居宅サービス等基準条例施行規則第21条において準用する場合を含む。)、第24条、第28条、第33条、第40条(新居宅サービス等基準条例施行規則第44条及び第52条において準用する場合を含む。)、第55条、第61条(新居宅サービス等基準条例施行規則第70条の3及び第73条において準用する場合を含む。)、第67条、第78条、第84条、第91条、第96条及び第103条(新居宅サービス等基準条例施行規則第107条及び第113条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(以下「新介護予防サービス等基準条例施行規則」という。)第17条(新介護予防サービス等基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。)、第24条、第28条、第33条、第49条、第58条(新介護予防サービス等基準条例施行規則第72条において準用する場合を含む。)、第66条、第76条、第84条、第91条、第97条及び第103条(新介護予防サービス等基準条例施行規則第108条及び第113条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新養護老人ホーム基準条例施行規則」という。)第3条、第4条の規定による改正後の長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則」という。)第11条及び第18条、第5条の規定による改正後の長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(以下「新介護老人保健施設基準条例施行規則」という。)第13条及び第20条、第6条の規定による改正後の長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新介護療養型医療施設基準条例施行規則」という。)第14条及び第23条、第7条の規定による改正後の長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新特別養護老人ホーム基準条例施行規則」という。)第4条(新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第18条において準用する場合を含む。)及び第11条(新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第20条において準用する場合を含む。)、第8条の規定による改正後の長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新軽費老人ホーム基準条例施行規則」という。)第3条(新軽費老人ホーム基準条例施行規則附則第19条において準用する場合を含む。)並びに第9条の規定による改正後の長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(以下「新介護医療院基準条例施行規則」という。)第13条及び第20条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規

程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 6 この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新養護老人ホーム基準条例施行規則第10条、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第13条（新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第20条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例施行規則第15条（新介護老人保健施設基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例施行規則第16条（新介護療養型医療施設基準条例施行規則第25条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第10条（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第15条、第18条及び第20条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例施行規則第13条並びに新介護医療院基準条例施行規則第15条（新介護医療院基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるものとする」とあるのは「次に掲げるものとし、次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければならない」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 7 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新養護老人ホーム基準条例施行規則第9条第1項第3号、新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第12条第1項第3号（新指定介護老人福祉施設基準条例施行規則第20条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例施行規則第14条第1項第3号（新介護老人保健施設基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例施行規則第15条第1項第3号（新介護療養型医療施設基準条例施行規則第25条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第9条第1項第3号（新特別養護老人ホーム基準条例施行規則第15条、第18条及び第20条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例施行規則第12条第1項第3号（新軽費老人ホーム基準条例施行規則附則第19条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例施行規則第14条第1項第3号（新介護医療院基準条例施行規則第22条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

